

重要事項説明書（居宅療養管理指導）兼 契約書

契約の締結にあたり、指定居宅療養管理指導サービスの重要事項について、説明させていただきます。ご不明な点がございましたら、遠慮なくご質問ください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年岡山市条例第 85 号）」第 8 条の規定に基づき、指定居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	岡山医療生活協同組合
代表者氏名	代表理事 高橋 淳
所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山市中区赤坂本町 2-20 (本部 TEL : 086-271-0943)
設立年月日	1952 年

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	コープ倉田歯科
介護保険指定 事業所番号	事業所番号 3330111257
事業所所在地	岡山市中区倉田 680-1
連絡先 相談担当者名	TEL : 086-237-8888 FAX:086-237-0808 担当 : 吉富 達志(歯科医師)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供すること
運営の方針	要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ※ 日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。
営業時間	9 : 00-12 : 30 13 : 30-17 : 00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日 ※ 日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。
サービス提供時間	9 : 00-12 : 30 13 : 30-17 : 00

(5) 事業所の職員体制

管理者	(職名) 診療所所長 (氏名) 吉富 達志
-----	-----------------------

①診療所である指定居宅療養管理指導事業所

職	職 務 内 容	人 員 数
歯科医師	1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理（歯科医学的管理）に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。	常勤 2 名 非常勤 1 名
	2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。	
	3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	
	4 利用者の居宅サービス計画作成等について必要な情報を、介護支援専門員等へ情報提供します。	
歯科衛生士	1 歯科医師の指示に基づき、管理指導計画を作成し、利用者に療養上必要な実施指導を行います。	常勤 4 名 非常勤 4 名
	2 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、歯科医師に報告します。	
	3 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、歯科医師、歯科衛生士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料（利用者負担額は負担割合証に記載されている割合）

※1 割負担の場合

区分	サービス提供者	利用料
歯科医師による居宅療養管理指導 (月2回まで)	単一建物で1人のみ	1回 5,170 円
	単一建物で2～9人	1回 4,870 円
	単一建物で10人以上	1回 4,410 円
歯科衛生士等が在宅の利用者に対して行う居宅療養管理 (月4回まで)	単一建物で1人のみ	1回 3,620 円
	単一建物で2～9人	1回 3,260 円
	単一建物で10人以上	1回 2,950 円

※ 単一建物居住者とは、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者」又は「小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る）、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、介護予防認知症対応共同生活介護などのサービスを受けている利用者をいいます。

(4) その他の費用

交通費	居宅療養管理指導の提供に関する交通費について当事業所では請求しておりません。
キャンセル料	キャンセル料は不要とします。体調不良などやむを得ない事情がある場合は、お申し出ください。事前にキャンセルが確認できる場合はお早めにご連絡ください。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供毎に計算し、請求いたします。 イ 請求額は、請求日の前日までにお電話にてご連絡させていただきます。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合の上、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み 請求月の第3水曜日までとさせていただきます。 (イ) 現金支払い 歯科窓口でのお支払い、又は、訪問時に集金させていただきます。 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	吉富 達志
	イ 連絡先電話番号	086-237-8888
	同 FAX 番号	086-237-0808
	ウ 受付日及び受付時間	月～土 9:00～17:00

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 歯科衛生士が行う居宅療養管理指導については、歯科医師等の指示に基づき策定する「管理指導計画」に基づき、実施します。
上記計画については、訪問後、概ね3月を目途に見直しを行います。
- (4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	吉富 達志
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています(下記18を参照下さい)。

8 身体拘束の禁止について

事業者は、当該利用者又は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録（5年間保存とする）し、検証を行います。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省及び個人情報保護委員会が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下、「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め下記利用目的への同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
③ 【重要】 事業者の個人情報の利用目的	
【患者様への医療・介護の提供に必要な利用目的】 [診療所内部の利用に係る事項] ・ 事業者が、患者様、利用者様に提供する医療・介護サービス ・ 医療・介護保険事務 ・ 患者様に係る当院の管理運営業務のうち、 －会計・経理 －医療事故等の報告 －患者様自身の医療サービスの向上、病状伺い等 －岡山医療生協事業所間での情報の共有 [他の事業者等への情報提供を伴う事項] ・ 事業者が患者様、利用者様に提供する医療・介護サービスのうち －他の病院、診療所、訪問看護ステーション、・介護事業者等との連携 －他の医療機関等からの照会への回答 －患者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 －検体検査業務の委託その他の業務委託 －家族等への病状説明 ・ 医療・介護保険業務のうち －保険事務の委託 －審査支払い機関へのレセプト提出 －審査支払い機関又は保険者からの照会への回答 ・ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等	

【上記以外の利用目的】

[事業者内部での利用に係る事項]

- ・ 当院の管理運営業務のうち
 - －医療・介護や業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当院内部において行われる学生等への実習の協力
 - －当院内部において行われる症例検討

[医学研究・教育に係る事項]

- －学会等の症例発表、研究
- －医学、看護教育上での事例検討

[他の事業者等への情報提供を伴う事項]

- ・ 事業者の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

[医療生協事業としての利用目的]

- ・ 岡山医療生協の加入・増資のお願いや行事案内
- ・ 各種検診事業のご案内

* 上記の利用目的に同意しかねる項目がございましたらお申し出下さい。

* 後日、ご同意内容に変更がございましたらお申し出下さい。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン
保険名	医師賠償責任保険
補償の概要	医療事故などによる身体障害等発生時の補償

11 緊急時の対応方法

歯科衛生士単独での訪問時に症状・容態の急変などの緊急時には、直ちに当院歯科医師に連絡し、その指示に従います。また、ご家族等、緊急連絡先に連絡いたします。

12 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施すると共に、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。

また、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認や訓練を年一回以上実施します。

13 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。
その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定居宅療養管理指導サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえてあなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです。

(1) 提供予定の指定居宅療養管理指導の内容と利用料、利用者負担額

(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス種類 「歯科医師・衛生士による居宅療養管理指導」	サービス内容 「歯科医学的管理指導」	介護保険適用	利用料	利用者負担額
月	: ~ :	歯科医師・衛生士		有・無	円	円
火	: ~ :	歯科医師・衛生士		有・無	円	円
水	: ~ :	歯科医師・衛生士		有・無	円	円
木	: ~ :	歯科医師・衛生士		有・無	円	円
金	: ~ :	歯科医師・衛生士		有・無	円	円
土	: ~ :	歯科医師・衛生士		有・無	円	円
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					円	円

(2) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。
 - ・利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 コープ倉田歯科	〒703-8265 岡山市中区倉田 680-1 TEL 086-237-8888 FAX 086-237-0808 受付時間 月～土 9:00～17:00 相談担当者氏名 吉富 達志
【市町村（保険者）の窓口】 岡山市事業者指導課	〒700-0913 岡山市北区大供 3-1-18 KSB 会館 4F TEL 086-212-1012 FAX 086-221-3010 受付時間 月～金 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課	〒700-8568 岡山市北区桑田町 17-5 TEL 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 月～金 8:30～17:00

19 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

- (1) 重要事項説明書の内容について、「指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年岡山市条例第 85 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行い、同意を得ました。

事業者	所在地	岡山市中区赤坂本町 2-20
	法人名	岡山医療生活協同組合
	代表者名	高橋 淳 印
	事業所名	コープ倉田歯科
	説明者氏名	吉富 達志/ 丸尾 かおり/ 中田 莊一朗 印

20 上記内容の説明を事業者から確かに受け、個人情報保護規定を含む重要事項に同意し、訪問診療契約をします。

(1) 契約内容

- ①上記説明年月日から要介護（要支援）認定の有効期限が終了する日まで、コープ倉田歯科と訪問診療契約を結びます。
- ②この契約期間の満了する日の 7 日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は次の要介護（要支援）認定の有効期間が満了する日まで自動的に更新されるものとします。
- ③利用者が入院するなど何らかの理由で居宅療養管理指導を中止せざるを得ない状況になり、且つ、同契約期間を超えた場合は、この契約は無効となります。（再開する場合には、再度契約を交わす必要があります）

利用者 (必須)	住所	
	氏名	印

※ご本人がご記入できない場合は、代理人の方がご記入下さい。

代理人 家族	住所	
	氏名	印

※代理人が、ご家族の場合は、「家族」に丸を付けてください。
この場合は、下記「利用者家族」欄の記入は不要です。

利用者家族 (必須)	住所	
	氏名	印

以上